

## 重要なお知らせ

指定難病医療費受給者証をお持ちのみなさまへ

このお知らせは受給者証と  
一緒に保管してください。

※別紙「更新のお知らせ」から、受給者証の取り扱いが変更  
となっていますので、御注意ください。

# 受給者証の有効期間を 令和4年3月31日まで延長します

令和3年8月

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、現在お使いの  
受給者証は、**令和4年3月31日まで使用できます。**

**令和4年の更新受給者証の有効期間は、令和4年4月1日  
から令和4年12月31日になります。**

- ① 令和4年4月1日以降も引き続き医療費の助成を希望される場合は更新手続きが必要となります。

令和4年3月末までに受給者証発行を御希望の場合は、  
令和3年12月28日までお手続きをお願いします。

- ② 受付期間内に臨床調査個人票の提出が難しい場合には、  
事前にお住まいの住所を管轄する保健福祉事務所又は保健  
所に御相談ください。

### 〈令和4年1月以降に受診をするとき〉

- ・ 順次、難病指定医療機関に有効期間延長の通知をしておりますが、県外の医療機関等、連絡が届いていない場合も考えられますので、受診時にはこのお知らせを受給者証とともにお持ちください。
- ・ 自己負担上限額管理票が不足する場合は、福島県ホームページよりダウンロードいただくか、お住まいの住所を管轄する保健福祉事務所又は保健所へお問い合わせください。

福島県障がい福祉課  
難病担当 024-521-7237